

## 「重要電源開発地点の指定に関する規程」について

平成 15 年 10 月、電源開発(株)の民営化に伴う電源開発促進法の廃止により、これを法的根拠としていた電源開発基本計画も廃止された。

電源開発基本計画が有していた意義・機能を承継するため、平成 16 年 9 月 10 日に「電源開発に係る地点の指定について」が閣議了解され、推進することが特に重要な電源開発に係る地点については、電気事業者等の申請に基づき、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化などを図ることとされた。

これに基づき、平成 17 年 2 月 18 日に「重要電源開発地点の指定に関する規程」が官報に告示、施行された。

### ( 概 要 )

#### 対象電源

「原子力」: 全ての発電施設

「水 力」: 次のいずれかに該当するもの

出力が 1 万 kW 以上

ダム又は堰の設置を伴うもの

新たに河川流況の変化が生じるもの

「地 熱」: 出力 1 万 kW 以上のもの

「火 力」: 出力 1 万 kW 以上のもの

( 沖縄県の区域に設置されるものに限る )

#### 対象事業者

一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者、卸供給事業者

#### 申請書記載事項

申請当事者名、発電所名称・位置・動力種等々、最大出力、立地主要経緯、地元同意状況等、指定申請理由

#### 申請後になされる国の行為

- ・ 資源エネルギー庁長官が「都道府県知事に対する意見照会」「関係府省協議会での審議」を行う
- ・ 経済産業大臣が「地点指定」「申請者への通知」を行う

#### 指定適合要件

- ・ 供給計画に計上されている
- ・ 環境影響評価法の手続きが終了している
- ・ 第一次公開ヒアリングが終了している(原子力の場合)
- ・ 計画の具体化が確実である

- ・ 需給対策上重要である
- ・ 所在地を管轄する市町村長の同意がある
- ・ 知事意向に対する考慮がなされている
- ・ 指定により立地の促進が見込まれる
- ・ その他

指定期間

指定を行った日から運転を開始した日まで

以 上